

南九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第20号

南九州市手数料条例の一部を改正する条例

南九州市手数料条例（平成19年南九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中12の項を削り，13の項を12の項とし，14の項を13の項とする。

別表第2の1の項第3号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」を「情報通信技術活用法」に改め，同表の1の項第6号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」を「情報通信技術活用法」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。